

スマートフォンアプリ収納サービス開始

11月1日（日）から、スマートフォンアプリを利用して、市税や使用料のお支払いができるようになります。このサービスの対象はコンビニでの納付が可能な市税や使用料です。銀行やコンビニに行く手間が省け、密を避け、ご自宅で簡単に納付ができるようになります。

ぜひ、ご利用ください。

<支払可能な市税・使用料>

- 市県民税（特別徴収を除く）
- 固定資産税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税（特別徴収を除く）
- 後期高齢者医療保険料（特別徴収を除く）
- 介護保険料（特別徴収を除く）
- 上下水道料金



<利用方法>

下記専用アプリをダウンロードし、アプリの設定・登録を済ませて頂いた後、納付書のバーコードをカメラで読み取り、預金や電子マネーを利用して納付します。



※詳細な利用方法は、各アプリのホームページをご覧ください。

※手数料はかかりません。

ただし、通信料はご利用者の負担となります。

<注意事項>

- ・領収書が発行されません。
- ・納付後、すぐに納税証明書が必要な方は、お手数ですが潮来市役所の窓口までお越しください。
- ・軽自動車の車検の為に納税証明書が必要な方も、お手数ですが潮来市役所の窓口までお越しいただくか、郵送でのご請求をお願いいたします。郵送請求については潮来市役所ホームページをご確認ください。
- ・納付書は決済後もコンビニなどで納付できる状態で、お手元に残ります。
重複納付にご注意頂き、納付後は納付書の破棄、もしくは「済」など記入をお願いします。
※市が納付確認できるまで時間がかかるためご注意ください。
- ・バーコードが読み取れない場合や、バーコードの印字が無い納付書は利用できません。
- ・納付手続きが完了した後は、取り消しできません。必ず注意事項をご確認のうえ、ご利用ください。

<お問合せ>

電話番号（代表）：☎63-1111

市税・使用料	担当課	内線番号
市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税	税 務 課	137
後期高齢者医療保険料	市 民 課	129
介護保険料	高齢福祉課	127
上下水道料金	上下水道課 (ジェネッツ)	335・336